

下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）議事録

1. 日 時 平成 27 年 11 月 4 日（水） 13 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 下関市役所本庁舎新館 3 階 309 会議室 A、B
3. 出席者 （委員 4 名）
（事務局 3 名）
（説明員 17 名）
4. 欠席者 なし
5. 議 題 指定管理候補者の選定について
6. 議事内容

【委嘱状交付】

【委員の互選により委員長を決定】

【委員全員一致で委員会を非公開とすることに決定】

【委員全員一致で委員長職務代理者を決定】

【委員全員一致で審査基準及び、「最低制限基準」は平均店で 60 点とすることを決定】

（委員長）

【申請団体の審査を始めることを告げ、「下関市きくがわ温泉華陽」及び「下関市菊川老人憩の家」についての説明を促す。】

【菊川総合支所職員 2 名と申請団体職員 3 名が説明員の席に着く】

（説明員）

【下関市きくがわ温泉華陽及び下関市菊川老人憩の家の概要について説明】

（申請団体）

【審査基準に従って説明】

（委員長）

【質疑を促す】

（委員）

事前に頂いた資料には、今お話し頂いた資料と対応していないというか、言い方が適切でないかもしれないが、例えば4つの方針みたいなものが事前の資料には出ていないようだが。

(申請団体)

包括的にお伝えしたいと思い、資料に沿っていないが全体的な説明とした。

(委員)

温泉華陽は今回から管理者が変わる訳ですが、以前に、現在の指定管理者が定めた料金とあるが、これから先の料金みたいなものがあるのか。

(申請団体)

基本的には仕様書の方でお示ししていただいている、現在指定管理者が定められている料金を基本で積算している。仕様書の方には300円とあったので。

(委員)

条例と仕様書によれば上限、下限があって、その間で料金を定める形になっているように思う。

(申請団体)

現行の値段で行っている。

(委員)

積算根拠になる金額等が提案の中に出てくる必要がないのか。

(申請団体)

収入の見込みの中で利用料金収入という欄がある。それがまさに想定する利用者数と料金体系から積算した収入である。

(申請団体)

現行の料金体系をそのまま引継ぐので、基本的にはそのまま引き継ぐという形での提案。

(委員)

仕様書の9ページが一番上は前のページの続きなのか。

(説明員)

続きである。

(委員)

利用料金について、割引制度等があるのか、団体割引とか、障害者割引があるのか。

(申請団体)

回数券的なものは無いが、先ほどプレゼンテーションで説明させていただいたが、共通券という形をとらせていただきプール、華陽、温泉とそれぞれ使うよりも得になるものかと考えている。

(申請団体)

割引体制については割引制度を踏まえて、前指定管理者のいう形で、私どもが実際営業を始めて、いろんなご要望が出ると思うので、それはその時点で是と非を検討させていただきたい。一気に変えると利用者も混乱するので今回はそれでスタートしてみようかなど。

私どもの狙いは出来るだけ幅広い方に来てもらいたい。今8割が高齢者の方、出来たらお子さんとか家族連れに来てもらって賑わいを創出したい。その為にいろいろな事業をする。

(委員)

入浴料だが、今の利用料金で休憩入浴は1回500円で1日滞在できるのか。

(申請団体)

しかり。

(委員)

それは税込みなのか、無税なのか。

(申請団体)

入湯税は免除されている。

(委員)

消費税は含まれているのか、今度、消費税増税の際はどうするのか。

(申請団体)

その時は検討する。

(委員)

利用者層の拡大と言われていたが、実績を見ると休憩が平成26年度は増えているが、今後、休憩利用の増加をお考えなのか。例えば市外のお客さんを増加したいという方向性なのか。

(申請団体)

繰り返しになるが、休憩利用者の方の料金体制としてプールの共通券として1日何回でもプールに入ったりと何回でもお風呂に入ったりというところで休憩利用者の方の増加を見込んでいる。今利用者の半分くらいが菊川町を除いた市内の方が来られている。市外の方は20%位いらっしゃいますので、外の取り込みということで、弊社ホームページで発信することで、より広い地域に渡っての広報宣伝ができる、それと3施設一帯管理という中でチラシを作っていく中で温泉華陽というものを刷り込んでいくことによりチラシとかでの効果を図っていく、今ご利用の方にも楽しくご利用いただきたいと考えている。

(申請団体)

華陽の隣に老人福祉センターがあり、大きな休憩所もありグループの方が利用されているので、その辺の拡大、今は実際お年寄りが一人で来られてお風呂に入りすぐ帰る。家族連れ等滞在時間を長く取る、自主事業とか行事等をしていき利用率を上げる。今は尻すぼみとなっている。

(委員)

華陽だけではなく、憩の家の自販機の設置等は、市の了解を得て設置し、その収入は市の方に入っているのか。

(申請団体)

場所代が市の方へ入っている。

(委員)

自販機を設置して、自販機を置く時に業者から手数料を経営者の方に入らないで市の方へ入るという事なのか。

指定管理者に入る。

(委員)

市の方へ入るといのは、使用料といのは場所の使用料だけなのか。

(申請団体)

しかり。

(委員)

使用料は、菊川だけでなくほかに憩の家もあるが、他も同じ料金になるのか。自販機を置いたらいけないのか、市の了解を得ないで置いたらいけないのか。

(申請団体)

2種類あり、私どもの収入になる前に売上げを市が取る場合と、うちの場合は場所代と使用料を市に払って、自販機の売り上げを業者と公社が折半というか割合で頂く、それは市が一応自主事業として自販機を公社から置いてもいいと、了解をとる、取れない場合は全部市の収入。

(委員)

清掃とか、ゴミ処理とかも管理者の方でしないといけないと、1回入浴した方がゆっくりと使ってもらうために自販機なんか大いに使ってもらわないといけない。分かった。

(委員長)

【質疑も一通り終えたので、各委員に採点を促す】

【事務局が採点表を回収】

(委員長)

【下関市老人憩の家及び下関市ふれあいプラザについての説明を促す】

【長寿支援課職員3名が説明員の席に着く】

(説明員)

【下関市老人憩の家、ふれあいプラザの施設概要等、審査基準に従って説明】

(委員長)

【質疑を促す】

(委員)

施設によって指定管理料に差があるのは、何か算出基準等があるのか。

(説明員)

年間の利用者延人数でA～Eまでランク分けしており、Aは10,000人以上、Bは7,000人以上、10,000人未満、Cは4,000人以上7,000人未満、Dは1,000人以上4,000人未満、Eは1,000人未満である。

(委員)

収支計画書を拝見すると、施設によって人件費が異なるがどういう理由か。

(説明員)

長い間、同程度の額で指定管理を依頼しているが、指定管理料が決まっている中で、施設維持に係る光熱水費等を支出した残りが日直当番に日当として捻出されているというのが実態である。よって、施設によって金額にばらつきが生じている。

(委員)

利用者延人数に応じて指定管理料に差があるとのことだが、参考までに各地域の老人クラブの人数は如何ほどか。

(説明員)

各地域での人数は把握できていないが、市内全体の会員数は平成27年4月時点で、5,315名。うち男性1,918名、女性が3,397名。単位クラブの総数は計152ある。

(委員)

老人クラブに加入されている方が5,315名の割に利用者数が多いのは何故か。

(説明員)

老人クラブにお願いしているのは管理であって、利用者は老人クラブ加入者に限定していない。老人クラブに加入していなくても施設内の活動に参加している。

(委員)

申請書に収支計画書が添付されているが、決算書の提出は求めているのか。

(説明員)

年度末に提出して頂いている。

(委員)

決算書提出時に領収書の添付も義務付けているのか。

(説明員)

領収書の提出までは求めている。

(委員)

収支計画書では収入と支出を雑費で調整して収支の均衡がとれているが、実際に運用して過不足が生じた場合はどうするのか。

(説明員)

確かに収支計算書どおりに決算が確定することはない。残が生じた場合は次年度への繰越しとなる。

また、税務署が各施設の決算書を調べたことがあり、指定管理は請負契約にあたり、法人税納付義務があるという指摘をされた。そのため、収支計画書等を税務署に提出して「実費弁償による事務処理の受託等」に該当するもので利益を得る請負業ではないという旨の申請を行い受理されている。その際に、繰越し金については年度当初に支払うべき光熱水費等に充当する程度の金額であれば、収支がプラスであっても必要経費ということで認められると回答を得ている。

(委員)

収支計画書に電話料が計上されていない施設があるがなぜか。

(説明員)

ご指摘のとおり、内日老人憩の家だけは電話機を設置していない。開設当初からの経緯があると考えますが、電話機設置有無についての理由は把握していない。

(委員長)

【質疑も一通り終えたので、各委員に採点を促す】

【事務局が採点表を回収】

(委員長)

【下関市蓋井島保健福祉館についての説明を促す】

【福祉政策課職員 2 名が説明員の席に着く】

(説明員)

【下関市蓋井島保健福祉館の施設概要等、審査基準に従って説明】

(委員長)

【質疑を促す】

(委員)

申請書類であるが、個人情報の措置についての欄でその都度対応しているという書き方だがそのような書き方でいいのか。

(説明員)

実際に事務を行っている職員は漁協の職員であり、個人情報については漁協等で研修等を受けて適切に管理している。

(委員)

緊急時の対策について、別紙のとおりとなっているが、別紙とはどれか。

(説明員)

自主防災組織図を添付してあるがそのような体制で行っている。

(委員)

この施設は光熱費等がかかると思うが、指定管理の管理委託費として支払われていないのはなぜか。

(説明員)

以前からの協議で自治会が負担するようになっている。施設の開館実績は昨年で 40 日、25 年度は 16 日であり、施設の光熱費の多くは 1 階に目的外利用で使用許可を出している漁協の蓋井島支店が使用しているものである。そこで、指定管理者と漁協が協議をして、漁協が負担をしているという状況である。

(委員)

漁協に施設を貸しているということか。

(説明員)

目的外利用という事で使用許可を出している。この建物を建設した際に漁協からの寄付があったため、そのようになっている。

(委員)

自治会費であるが、年間3万6千円というのは他の自治会と比べて高いのでは。

(説明員)

かつて、蓋井島に神官が常駐している時は、月でもう2,000円高かったと聞いている。自治会費の支出で大きなのが諸祭費であるが、年に3度の祭りがあり、6年に1度は山ノ神神事という大きな祭りもある。それが影響していると思われる。

(委員)

施設の利用者の数は。

(説明員)

平成25年度が154人、平成26年度が405人である。利用者が増えた理由はあんまを月1回から、週1回に増やしたからである。

(委員長)

【質疑も一通り終えたので、各委員に採点を促す】

【事務局が採点表を回収】

(委員長)

【下関市和久いきがいデイサービスセンター及び下関市デイサービスセンター「ほのぼの」についての説明を促す】

【豊北総合支所職員2名と申請団体職員1名が説明員の席に着く】

(説明員)

【下関市和久いきがいデイサービスセンター及び下関市デイサービスセンター「ほのぼの」の施設概要等、審査基準に従って説明】

(委員長)

【質疑を促す】

(委員)

デイサービスセンターは幾つもあり、民間事業所があるなかで、なぜこの施設は非公募としているのか。

(説明員)

豊北町にデイサービスセンター事業所が少ないこと、社会福祉協議会においては、地域との連携に非常に力を入れていること。また、営利を目的としない団体ということもあり、管理運営においても安心して任せることができ、地域との信頼関係も築けていることを踏まえ、非公募としている。

(委員)

豊北町のことは良くわからないが、事業所が無いのかなと思うが、信頼関係があるのはわかるが、非公募とすること自体が、民間事業者が育っていかない、民間の事業者を圧迫しているのではないか。

(説明員)

新規参入においては、ここ何年か新規参入はなく、撤退されている事業者もあり、今ある事業所と地域との関係に力を入れていく必要があると思っている。

(委員)

申請団体が直営で運営することは考えていないのか。

(申請団体)

考えていない。

(委員)

待機者はいるのか。

(説明員)

1日の平均利用が、和久は定員20名に対して14名程度、「ほのぼの」は定員10名に対して5名程度の利用である。

(委員長)

【質疑も一通り終えたので、各委員に採点を促す】

【事務局が採点表を回収】

(委員長)

【下関市豊浦老人福祉センターについての説明を促す】

【豊浦総合支所職員3名と申請団体職員1名が説明員の席に着く】

(説明員)

【下関市豊浦老人福祉センターの施設概要等、審査基準に従って説明】

(委員長)

【質疑を促す】

(委員)

施設についてイメージがわからないが、大きく分けて温泉施設か。

(説明員)

しかり。入浴施設がある。

(委員)

それが、中心施設か。

(説明員)

施設の目玉として温泉がある。それとデイサービス棟があり、そこで介護認

定を受けていない方についてのサービスを提供するふれあいデイサービス等を実施している。

(委員)

ふれあいデイサービスは、有料か。

(説明員)

しかり。

(委員)

収支計画の中で、入浴施設の利用料は計上されているが、デイサービスの収入が計上されていないのはなぜか。

(説明員)

ふれあいデイサービスについては、自主事業という位置づけのため、指定管理料の収支計画とは、別の扱いとなっている。

(委員)

人件費について、ここに上がっている4名分は、温泉施設の為のものか。

(説明員)

そうです。温泉施設ですので各種業務が発生するための人件費。

(委員)

全体として利用者数が減った主な理由は何か。

(説明員)

ふれあい温泉デイという事業があり、その日は高齢の方について通常より割引かれた価格で入浴できる、その施設が2ヶ所あり、そちらへお客が流れた関係で、利用者が減ったのではないかと考える。

(委員)

施設の概要で、定員とあるがこれは入浴者が1回に入れる定員が50人ということか。

(説明員)

A棟について、集会室及び会議室の定員。入浴者数ではない。

(委員)

デイサービス棟の管理を委託しているにもかかわらず、デイサービスについて、自主事業という位置づけでよいのか。

デイサービスをすることを委託しているわけではないのか。

(説明員)

社会福祉協議会の事務所を設置し、入浴とデイサービスが目玉だとお話ししたが、各種相談業務を行っており、デイサービス棟ではデイサービス業務のみではなく、一部デイサービスに使っているが、その他の老人に関する相談業務も行っている。

(委員)

相談業務も委託しているのであれば、この収支の中のどこに上がっているのか、人件費は風呂の管理だということだが、相談費はどこに計上されているのか。

(説明員)

同じ施設の中に居る社会福祉協議会の職員がされている為、その方の人件費は計上されていない。

(委員)

何を委託しているのか分からない、温泉業務を委託しているようにしか見えない。デイサービスは自主事業、相談業務は社協が自主的に行っているということか。経理の中に温泉施設の運営しか出てきておらず、デイサービスや相談業務について出てこない、何を委託しているのか。

(説明員)

収支の人件費については風呂の部分だけだが、その施設に社会福祉協議会の職員が居ることでの複合的な効果も期待して、相談業務や教養講座も開催しており、収支からは見えてこないのも確か。

(委員)

菊川と豊浦の老人福祉センターの違いは何か。

(申請団体)

菊川の老人福祉センターの設置主体は社協で、豊浦の設置主体は市。設置主体が違う。

(委員長)

【質疑も一通り終えたので、各委員に採点を促す】

【事務局が採点表を回収 ～集計】

【休 憩】

【事務局が集計結果一覧表を配布】

(委員長)

集計結果のとおり、全ての施設が最低制限基準を超えている。この結果をもって、指定管理候補者の選定について、市長へ答申して良いか。

(委員全員)

異議なし。

(赤堀委員長)

これにて、議事は全て終了したが何か質問はないか。

(委員長)

それでは、「今後のスケジュール」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

先ず、本日の議事録については事務局で作成し委員長に確認をお願いします。なお、この議事録については発言者氏名を伏せてホームページで公開する。また、市長への報告書についても委員長一任にて行いたい。

(委員長)

事務局から説明があったが、質問等はあるか。

(委員全員)

異議なし。

(委員長)

それでは、以上をもって下関市指定管理者候補選定委員会（福祉施設）を閉会する。

以上